

災害時要配慮者の支援 のための行動指針

令和元年 7月

杉 並 区

この指針は、災害時要配慮者に対する平常時・発災時の支援について、当事者（要配慮者・家族等）、震災救援所、民間事業者、行政の役割及び支援行動について関係者間で共通の理解を深め、それぞれの活動に役立てていただくために作成したものです。

本指針は、杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会の協力のもと、平成26年5月に「災害時要援護者の支援のための行動指針＜平常時の備え・安否確認編＞」として作成しました。その後も、協議会の意見を踏まえながら、平成29年6月に搬送に関する情報を追記し、今回は、さらに避難生活支援について情報を加えました。

この指針はあくまで標準的な内容ですので、既に先駆的に取り組まれている地域におかれましては、これまでの取り組みを優先させて独自の活動を展開していただき、今後取り組まれる地域におかれましては、本指針を参考にいただければ幸いです。

杉並区



改訂履歴
平成26年5月作成
平成29年6月改訂
令和元年7月改訂

はじめに	1
1 定義（対象）	1
2 避難についての考え方	1
3 平常時の備え	2
4 災害が発生した場合	4
5 震災救援所へ避難する場合	8
6 避難生活支援	11
7 在宅避難を行う場合	13
杉並区福祉救援所一覧	14
杉並区緊急医療救護所一覧	15
用語解説	16

はじめに

区では、災害時において特に避難行動や避難生活に支援を要する方を「災害時要配慮者」（以下「要配慮者」という。）として位置付け、事前の登録制度「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」（以下「たすけあいネットワーク」という。）の事業展開や各震災救援所運営連絡会の協力のもと、発災時の迅速な救援活動に対する準備を進めてきました。

たすけあいネットワーク制度開始時の平成 19 年 12 月には 1,523 名だった登録者も平成 31 年 3 月には 10,000 名を超え、災害に対する備えへの関心の高まりが表れています。

本指針は、近い将来高い確率で発生が見込まれている首都直下地震に備え、地域が一体となった支援体制を構築し、要配慮者一人ひとりのニーズに沿った迅速かつ的確な支援を行うことができるよう、各主体が取り組む内容をまとめたものです。

1 定義（対象）

この指針でいう「要配慮者」とは「たすけあいネットワーク登録者」を指します。

この指針でいう要配慮者とは、事前に情報を得ている「たすけあいネットワーク登録者」とします。

しかし、加齢や疾病・障害による心身機能の低下等によって危険性の察知や迅速な避難行動を起こすことが困難（又は不可能）な方、乳幼児とその保護者、妊産婦や外国人の方等、災害時に支援を必要とする方は、幅広く存在しています。

そのため、「たすけあいネットワーク登録者」以外の要配慮者支援については、本指針に準じて対応することとします。

2 避難についての考え方

自宅に火災や建物倒壊等の危険性が無い場合、在宅（自宅）避難を原則とします。

災害時の避難は、要配慮者をはじめ、一般の方も自宅避難を中心とする在宅避難を原則とします。

また、震災救援所や民間事業者、区が行う避難支援及び各機関同士の連携については、在宅避難を基本に構築することとします。



【在宅避難のイメージ】

- ・最低3日分の食料の準備
- ・医薬品、生活物資の備蓄
- ・自宅の安全対策



災害時要配慮者の在宅避難



3 平常時の備え

(1) 要配慮者（及び一般区民）の役割

- ① 「自宅の耐震診断」「家具転倒防止器具設置助成」「感震ブレーカー無料設置」を利用し、自宅の耐震化を進める。
- ② 在宅避難に必要な備えを確認し、備蓄する。
- ③ 「救急情報キット」に個別避難支援プランを保管する。

① 在宅避難のため「自宅の耐震診断」「家具転倒防止器具設置助成」「感震ブレーカー無料設置」などを活用して、在宅での発災時の危険を減らし、自らの身の安全の確保に努めるものとします。

② 在宅での発災当初の避難生活を想定し、最低3日分程度、自身と家族の生命維持に係る備え（医薬品・非常用電源などの確認）、生活物資（食料・水など）の備蓄を行います。

③ 中長期の避難生活を想定し、避難生活が長引くことによって必要になる医療的なケアや都外など遠隔地の避難先について、支援者が確認できるよう、個別避難支援プランを「救急情報キット」に収納し、持ち出せるよう準備します。



個別避難支援プラン作成時に配られる「救急情報キット」

(2) 震災救援所の役割

- ① 震災救援所運営連絡会委員は、個人情報保護研修を積極的に受講する。
- ② 登録者の状況に応じた「支援区分」により支援の内容を確認する。
- ③ 災害発生を想定し、要配慮者支援の訓練・準備を行う。
- ④ 協力者（近隣住民・民間事業者等）へ避難支援会議への参加を呼びかける。

- ① 震災救援所運営連絡会委員は、区が実施する「個人情報保護研修」を受講し、「たすけあいネットワーク登録者台帳」（以下「登録者台帳」という。）の記載に基づき、想定訓練など対応準備を行います。
- ② 登録者台帳をもとに、要配慮者の避難支援方法や安否確認の際のルート、グループ分けについて検討します。また、検討結果をもとに救護・支援部活動マニュアルや避難支援計画を策定、修正します。
- ③ 発災時に募集する救援協力者について、円滑に活動が実施できるよう、救援協力者に説明する内容について確認します。（標準の様式として、「安否確認の心得」を区で作成し、登録者台帳と一緒に保管しています。）
- ④ 安否確認、救助、搬送及び情報伝達に係る準備・訓練を行います。
- ⑤ 避難支援会議への民間事業者や近隣住民の参加を呼びかけるなど、地域が連携した支援体制の構築を図ります。

(3) 区の役割

- ① 「たすけあいネットワーク」の登録勧奨をする。
- ② 要配慮者に対し、減災対策の周知を図る。
- ③ 災害時の情報を集約・提供する仕組みを充実する。
- ④ 震災救援所の先駆的な取組み事例を他の震災救援所に紹介する。
- ⑤ 要配慮者対策に関する考え方や基本的な仕組みに関する情報をわかりやすく発信する。
- ⑥ 民間事業者に対し、震災救援所や区との安否確認情報の共有について協力を求める。

- ① 加齢や疾病・障害による心身機能の低下等によって災害時の情報入手や理解、危険性の察知、迅速な避難行動を起こすことが困難と思われる方や避難生活に配慮が必要な方に、「たすけあいネットワーク」の登録勧奨を行います。
- ② 要配慮者に対して「自宅の耐震診断」及び「家具転倒防止器具設置助成」「感震ブレーカー無料設置」などの減災対策の利用を促進し、また支援策の充実を図ります。
- ③ 在宅避難生活に必要な生活品（最低3日分程度）及び常用している医薬品等を確保するよう呼びかけ、災害時の備蓄を支援します。

- ④ 震災救援所・第二次救援所・福祉救援所・緊急医療救護所等の開設状況や、様々な支援機関が集めた安否確認情報など、避難支援に必要な情報を一元的に管理できるシステムの機能及び運営体制を強化します。
- ⑤ 各震災救援所の取組みを把握し、先駆的な取組を他の震災救援所へ紹介することで、要配慮者支援体制の底上げを図ります。
- ⑥ 災害時要配慮者対策に関する平常時の備えや災害発生時の対応の仕組みなどの情報について、区民や民間事業所等にわかりやすく提供し、それぞれの役割の共有化を図ります。
- ⑦ 民間事業所に対して、発災時の安否確認情報の区への提供についての協力を求めます。また、災害時に活用するツールとして、救急情報キット、安否確認連絡シール等の活用を働きかけます。
- ⑧ 上記の安否確認に加え、個別避難支援プランの作成、救助・搬送、避難生活支援等での連携協力について具体的な検討を行い、協定締結等により支援体制の強化を図ります。

(4) 福祉救援所の役割

- ① 災害時の対応についてマニュアル化し、施設としての運営の継続、福祉救援所の開設が実施できる体制を整える。
- ② マニュアル化した内容について訓練を実施し、職員の理解の向上を図る。

- ① 災害時の対応について、各法人のマニュアルや区が作成している標準マニュアルを参考にしながら、各施設で作成します。マニュアル策定にあたっては、施設としての運営の継続、福祉救援所開設に向けた体制等について検討します。
- ② マニュアル化した内容を職員間で共有するとともに、訓練を実施し、理解を深めるようにします。また、区が福祉救援所に配備している備蓄品を活用した訓練を実施し、災害時に円滑な運用ができるようにします。

4 災害が発生した場合

(1) 要配慮者（及び一般区民）の役割

- ① 災害発生後の不要な外出を避け、極力自宅にとどまる。
- ② 外出先で被災した場合、安全を確認し自宅へ避難する。
- ③ 自宅以外に避難した場合、日常的な支援を受けている者に所在を連絡する。

- ① 要配慮者は火災や建物倒壊等の危険性がある場合を除き、不要な外出は控え、自宅にとどまります。
- ② 外出先で被災した場合、災害発生直後の移動は危険が多いため、安全を確認したうえで、速やかに自宅へ避難します。安全が確認できるまでは、外出先・帰宅困難者一時滞在施設等にとどまります。
- ③ 自宅以外の病院または親族宅などに自主的に避難した場合、「安否確認連絡シール」を自宅玄関に貼るなどして、家族や介護事業者などへ避難先を連絡します。

「安否確認連絡シール」見本

(2) 震災救援所の役割

- ① 避難者等から協力者を募集し、安否確認の活動態勢を整え、安否確認を行う。
- ② 安否確認の際、救助が必要な方がいる場合は救護・支援部に「救助班」を要請し、活動につなげる。
- ③ 救助搬送の情報を基に「救助班」を編成し、活動を指示する。
- ④ 安否確認及び搬送活動は、支援者自身の安全管理に十分配慮して行う。
- ⑤ 震災救援所から第二次救援所や福祉救援所、緊急医療救護所へ要配慮者の搬送を行う場合は、震災救援所運営連絡会委員を中心に一般避難者の協力を得るなどして行う。また、搬送を行う要配慮者については、「救急情報キット」があれば、あわせて搬送する。

- ① 各震災救援所は、救援所立ち上げ後「安否確認」や「救助・搬送」等への対応のため、地域住民や避難者などから協力者を募集して活動態勢を整えます。
- ② 安否確認は、まず、避難者登録カードとの照合、災害時特設公衆電話等を活用した電話確認から行います。安否が確認できなかった場合は、訪問による安否確認を実施します。
- ③ 安否確認では、「安否確認チェックシート」をもとに健康状態・避難の要否・要望等を聞き取ります。その後、本人了解のうえ「安否確認連絡シール」を自宅ドアに貼り、不在の場合は「不在連絡票」を置きます。また、震災救援所は、聞き取った要望をもとに避難生活への支援を行います。
- ④ 安否確認の際、要配慮者が救助の必要な状態（けが・家具の下敷き等）と判断される場合は消防署へ通報します。状況に応じて救護・支援部長に「対象者、状態、救助・搬送応援の要否」などの救援状況を連絡します。
- ⑤ 救護・支援部は救援状況に基づき「救助班」を編成します。
- ⑥ 救護・支援部長は、要配慮者の状況及び施設の開設状況を確認のうえ、第二次救援所、福祉救援所、緊急医療救護所等に搬送先を振り分け、「救助班」に指示します。
 - ・第二次救援所・福祉救援所への搬送は、原則として要配慮者を優先して考えます。
 - ・震災により負傷した方については、消防署への通報や震災救援所への報告など、安否確認班が適宜判断します。
- ⑦ 要配慮者を自宅から震災救援所へ搬送する場合は、避難先での支援に活用するため「救急情報キット」をあわせて持ち出します。
- ⑧ 発災時における安否確認及び避難支援にあたっては、「単独行動」「火災発生区域への進入」等の危険を伴う行動は控えるなど、二次災害を防止し、安全管理を徹底します。
- ⑨ 震災救援所から第二次救援所や福祉救援所、緊急医療救護所へ要配慮者の搬送を行う場合は、震災救援所に備蓄しているリヤカーや車椅子等を利用し、家族や避難者のボランティア等と協力しながら対応します。また、震災救援所へ避難したときと同様に避難先での支援に活用するため、搬送する要配慮者の「救急情報キット」をあわせて搬送します。

(3) 第二次救援所（地域区民センター）の役割

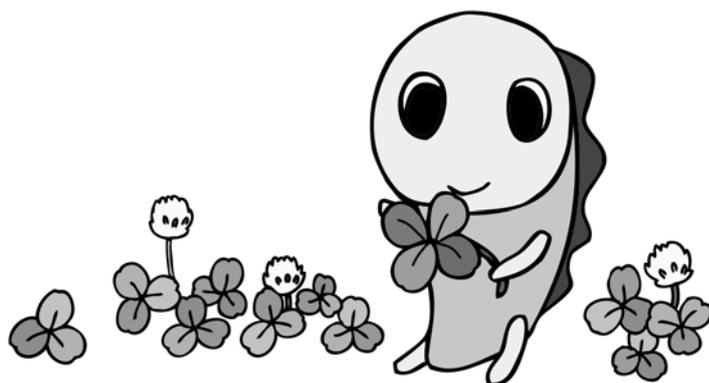
- ① 心身の状態により震災救援所での避難生活が極めて困難な要配慮者の受け入れを行う。
- ② 基本的に専門的な介護や医療提供などの支援は行わない。

- ① 第二次救援所となる地域区民センターには、和室も含め、複数の中規模の部屋や誰でもトイレがあることから、静かな環境がないと心身の状態が悪化する方や一般者用トイレの使用が困難な要配慮者の避難場所に適しています。また、授乳中の乳幼児やその保護者など、特別な配慮が必要な方の利用にも適しています。
- ② 第二次救援所には、医療や介護の専門スタッフが配置されていないため、基本的に専門的な介護や医療提供は行わないことから、自力か家族等の支援により避難生活が可能な要配慮者で、原則として震災救援所から搬送されてくる方を対象とします。

(4) 福祉救援所の役割

- ① 区の要請に応じて、特別な支援や介護を必要とし、震災救援所や第二次救援所では生活が困難な要配慮者を臨時的、応急的に受入れる避難所として開設する。
- ② 受入れた避難者に対して、可能な範囲で支援を行う。
- ③ 福祉救援所の閉鎖時期については、被災状況、避難者の心身状態、近隣避難所の状況等を勘案し、区と協議のうえ決定する。

- ① 福祉救援所は、協定を結んだ民間の入所施設や区が指定した区立障害者通所施設などであり、高齢者や障害者にとって比較的利用しやすい環境となっています。福祉救援所への避難は、高齢者や障害者等のうち専門的な支援が必要な方で、原則として震災救援所から搬送されてくる方が対象となります。また、受け入れ可能な人数に限りがあるため、震災救援所から福祉救援所へ搬送する際は、開設状況を事前に救援隊本隊に確認します。
- ② 震災救援所等から搬送された要配慮者について、個別避難支援プランを確認したり、介助者から聞き取りを行いながら、支援を行います。
- ③ 開設している福祉救援所の閉鎖時期については、区と事業者が協議します。



(5) 民間事業者の役割

- ① 本来業務の一環として事業所利用者の安否を確認した場合、可能な限り事業所の近隣の震災救援所に情報提供を行う。
- ② 事業所に避難者を受入れた場合は、震災救援所と連携し可能な範囲で支援を行う。

- ① 介護保険サービス事業者や障害福祉サービス事業者などの民間事業者は、本来業務により事業所利用者の安否確認を実施した場合、可能な限り事業所の近隣の震災救援所に情報を提供します。
- ② 事業所に避難してきた要配慮者がいる場合は、震災救援所と連携し、可能な範囲で支援を行います。
- ③ 杉並区以外に居住する要配慮者の安否確認情報については、震災救援所を経由してその要配慮者の居住する自治体に連絡します。

(6) 区の役割

区は、災害対策本部の方針決定に基づき、要配慮者の避難支援について以下のことを行う。

- ① 救援隊本隊（7地域）を設置し、災害対策方針を震災救援所等の下部組織に伝える。
- ② 第二次救援所・福祉救援所の開設（福祉救援所が民間施設の場合は開設の要請や開設状況の確認）を行う。
- ③ 災害の規模や被災状況により、避難行動要支援者名簿を震災救援所、消防署・警察署に提供する。
- ④ 要配慮者の安否確認結果については、区職員が要配慮者支援システムを使用して情報の共有を図る。
- ⑤ 要配慮者に対する安否確認を実施する際に併せて確認を行う要配慮者の被災状況、要配慮者支援に関する情報についても、要配慮者支援システムを使用し、情報の共有を行う。
- ⑥ 関係団体との連絡調整を行う。

- ① 区は、区内の日常行動圏域として駅勢圏を中心に設定した7地域（各地域区民センター）に救援隊本隊を設置します。
- ② 区は、震災救援所や第二次救援所、区立施設の福祉救援所との連絡調整を行うほか、民間の福祉救援所の開設状況の確認を行います。
- ③ 区は、災害の規模や状況により、安否確認等のために平常時から各震災救援所や警察署・消防署等に配布している登録者台帳のほか、必要に応じて災害対策基本法を根拠に避難行動要支援者名簿を震災救援所、警察署・消防署等に提供し、要配慮者の避難支援を行います。
- ④ 要配慮者の安否確認結果については、各震災救援所に設置されている校務パソコンを使用して要配慮者支援システムに入力し、災害対策本部をはじめ各震災救援所での情報共有を行います。
- ⑤ 各震災救援所においては、要配慮者の安否確認を行う際に併せて、被災状況や希望する支援の内容等の情報についても、要配慮者支援システムにより共有します。
- ⑥ 区は、必要に応じて、警察署や消防署、区内の各事業所等と連絡調整を行います。

5 震災救援所へ避難する場合

(1) 要配慮者（及び一般区民）の役割

- ① 震災救援所に避難するときは、非常用持ち出し袋、救急情報キットを持参する。
- ② 避難するときは、なるべく周囲の人と一緒に行動する。
- ③ 震災救援所に到着したら、受付で避難者登録カードを受け取り、配慮してほしい事項などを記入する。

- ① 自宅での避難生活が難しい場合は、必要な物資と救急情報キットを持って、震災救援所に避難します。
- ② 震災救援所に避難する場合は、なるべく家族や周囲の人と声を掛け合って、一緒に行動するようにします。
- ③ 震災救援所に到着したら、避難者登録カードを受け取り、配慮してほしい事項などを記入します。また、避難者登録カードを渡す際も、口頭で配慮してほしい事項を伝えます。

(2) 震災救援所の役割

- ① 震災救援所の一区画に要配慮者スペースを設け、要配慮者が生活しやすいようにする。
- ② 震災救援所に避難してきた要配慮者をそれぞれの状態に適したスペースなどに振り分ける。
- ③ 各要配慮者スペースを定期的に巡回し、要配慮者の状態を確認する担当者を決めておく。
- ④ 要配慮者それぞれに合った方法でコミュニケーションをとる。

- ① 要配慮者スペースとして指定した空き教室などにエアマット、毛布などを設置し、要配慮者が過ごしやすい環境を整えます。
- ② 避難者登録カードを確認し、要配慮者の状態や障害特性から、トイレまでの距離、階数、部屋の規模などを考慮し、それぞれの要配慮者が過ごすスペースの割り振りを決定します。
- ③ 要配慮者スペースで生活している要配慮者が周囲から孤立しないように、定期的に巡回する体制を作り、健康状態や要望を確認するようにします。
- ④ 筆談、ジェスチャー、ゆっくり丁寧に話すなど、要配慮者それぞれに合った方法でコミュニケーションをとり、要配慮者を誘導します。

(3) 区の役割

- ① 避難者の情報を災害情報システムに入力する。
- ② 周辺の震災救援所などの開設状況、避難状況を確認しながら、震災救援所運営連絡会会長、学校長と連携する。

- ① 回収した避難者登録カードの内容を、災害情報システムを通じて災害対策本部に報告し、避難者情報を全震災救援所で共有できるようにします。また、たすけあいネットワーク登録者がいた場合は、安否確認済みとして要配慮者支援システムに入力します。
- ② 周辺の震災救援所などの開設状況や避難者数を確認しながら、関係者と連携し、開放する教室の数、場所などを関係者間で検討します。要配慮者スペースの設営も、震災救援所の運営従事者数と避難者の状況を確認しながら、障害特性に配慮して設営を検討します。

障害等に応じた支援の方法

○視覚障害者への支援

- ① 支援者は、肩や腕を貸す形で、自分が半歩前を歩いて誘導します。誘導するときは、周囲の状況や次の行動などを説明しながら歩き、不安や恐怖心を軽くします。
- ② 視覚障害者は、掲示物を見ることができないため、こちらから声をかけて説明したり、放送などでも周知するようにします。
- ③ 盲導犬を連れている場合は、勝手に触れず、盲導犬の邪魔にならないようにします。

○聴覚障害者への支援

- ① コミュニケーションをとるときは、筆談、読話（話す口の形から言葉を読み取る方法）、手話、ジェスチャーなど、それぞれの得意とするコミュニケーション方法を選びます。筆談の場合は、誤解を招かない表現で簡潔に伝えるようにします。

× 次の物資の配給は9時です。→これでは午前なのか午後なのかわかりません。

○ 次の物資の配給は午前9時に○○で行います。

- ② 放送を聞くことができないため、放送の内容を掲示物などでも周知するようにします。夜間に筆談を行う場合や、重要な情報を発信する場合は、震災救済所に備蓄しているアンブルボード（発光するホワイトボードのようなもの）等を活用します。
- ③ 災害用伝言ダイヤルなどを利用する場合は、伝言の録音等を手伝うようにします。



アンブルボード
発光するので夜間でも使用できます。

○肢体不自由者への支援

- ① 階段の上り下りなどの移動の際は、数人で協力して運ぶようにします。
- ② 車いすを利用している場合は、急発進・急停止・急な方向転換は行わないように介助し、要配慮者に不安感や恐怖を与えないようにします。
- ③ 肢体不自由者が高層階に住んでいるときは、自宅から避難ができなくなっている場合があるので、把握している要配慮者について、状況を確認します。

○精神・知的障害者への支援

- ① パニックに陥っている場合は、本人の身体いきなり触れることは避け、「大丈夫」、「安心してね」などやさしく声をかけ、落ち着かせるようにします。
- ② 話すときは、話を短く切り、わかりやすい簡単な言葉を使います。
- ③ 周囲に身近な介助者がいないか確認します。

○難病・内部障害者への支援

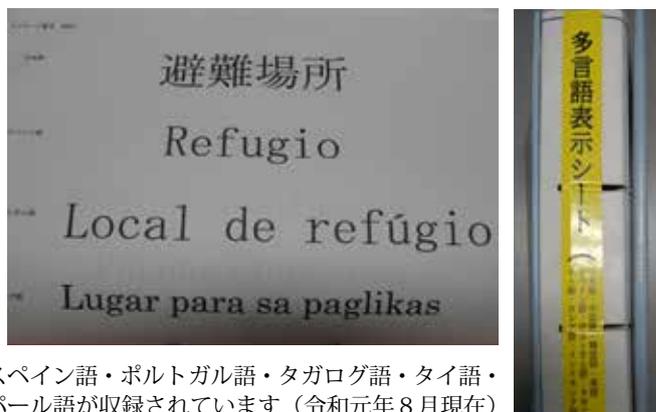
- ① 難病・内部障害については、外見からは、わかりづらいため、本人や家族から聞き取りを実施のうえ、支援を行います。
- ② 医療装具などの交換が必要な場合は、プライバシーに配慮した空間を確保するようにします。
- ③ 病状が悪化した場合、緊急医療救護所では対応が難しい場合があるので、事前にかかりつけ医などを確認しておくようにします。

○妊産婦、母子、幼児への支援

- ① 妊産婦がケガ、病気などで病院を受診する場合は、必ず妊娠中であることを伝えます。
- ② 乳幼児は、環境変化により、体調不良や夜泣きなどが起きやすくなるため、母子が静かに避難生活を過ごせる環境を整えます。難しい場合は第二次救護所を案内します。
- ③ 粉ミルク・液体ミルクを配付する場合は、紙コップなど容器も併せて配布し、必ず使い捨てるように伝えます。また、母乳で保育している場合は、粉ミルク・液体ミルクの使用を強制しないようにします。

○外国人への支援

- ① 外国語を話せる協力者を避難者の中から確保したり、震災救護所に保管している多言語表示シート(右図)を活用して、コミュニケーションをとります。
- ② 同じ言語を使う外国人同士でコミュニケーションがとりやすいようにできるだけ一つの部屋、区画に集まるようにします。

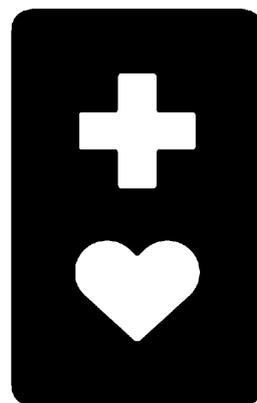


※多言語表示シートには、日本語・中国語・韓国語・英語・スペイン語・ポルトガル語・タガログ語・タイ語・ロシア語・インドネシア語・ベトナム語・ミャンマー語・ネパール語が収録されています(令和元年8月現在)

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見から分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成させてマークです。

ヘルプマークを付けている方は見かけたら、安全に避難するための支援をお願いします。



6 避難生活支援

(1) 要配慮者（及び一般区民）の役割

- ① 避難生活において支援が必要なことがあれば、ためらわず、周りの人に伝える。
- ② 体調が悪い時は、すぐに周りの人に伝え、助けを求める。
- ③ 避難所運営で手伝えることがあれば、可能な範囲で手伝いを申し出る。

- ① 「体調が悪い」、「服薬が切れてしまった」などの支援が必要な場合は、周りの人にすぐに伝えます。感染症に罹患していた場合、自分だけでなく、周囲の人が感染することになります。
- ② 避難所生活の中で配膳や清掃など、手伝えることがあれば、積極的に手伝いを申し出ます。体を動かすことでエコノミークラス症候群などの予防につながります。

(2) 震災救援所の役割

- ① 定期的に避難所内を巡回し、避難者の状態を確認する。
- ② アレルギー、食制限のある避難者に配慮する。
- ③ 避難所内の環境を整える。
- ④ 避難者の状態に応じて、第二次救援所、福祉救援所などへ搬送する。

- ① 困っていたり、体調が悪そうな要配慮者がいれば、声をかけます。要配慮者の状態に応じて、緊急医療救護所、第二次救援所などへの搬送を検討します。
- ② アレルギーや食制限のある要配慮者に対応するため、食品のパッケージを配膳台の近くなどに掲示します。
- ③ 避難所の衛生状態を保つために、土足エリアの明示、消毒薬の設置、定期的な換気を行い、過ごしやすい環境を整えます。
- ④ 震災救援所での生活が難しい要配慮者、対応できない要配慮者がいる場合は、第二次救援所、福祉救援所に搬送します。ただし、搬送前に各救援所の開設状況や受入れ状況について、必ず救援隊本隊に確認します。

(3) 区の役割

- ① 第二次救援所・福祉救援所・緊急医療救護所などの開設状況を確認し、要配慮者の搬送などについて、連絡・調整する。
- ② 民間事業者などと連携し、震災救援所で生活する要配慮者や福祉救援所の運営を支援する。

- ① 震災救援所では対応できない要配慮者に対応するため、周辺の第二次救援所・福祉救援所などの開設状況を確認し、要配慮者の受け入れ要請や調整を行います。
- ② 民間事業者などと連携し、震災救援所で生活する要配慮者の支援や福祉救援所の運営のためのマンパワーを確保するようにします。

○ 福祉救援所などへの搬送の考え方

- ① 集団生活が難しい、専門的なケアが必要であるなどの理由で震災救援所での生活が難しい場合、第二次救援所・福祉救援所に避難者を搬送します。
- ② 受け入れ可能な要配慮者数に限りがあるため、震災救援所から福祉救援所などへの搬送にあたっては、必ず搬送前に救援隊本隊に開設状況や受け入れ状況を確認します。
- ③ 搬送先の振り分けは、救護・支援部長及び震災救援所所長が判断します。搬送を行う際は、要配慮者の状態に気を配りながら車いす・担架・リヤカーなどを用いて搬送します。

各救援所	受け入れ対象者の目安
震災救援所 (区立小・中学校など65ヶ所)	自宅の焼失、倒壊により自宅での生活が困難な方。
第二次救援所 (地域区民センター7ヶ所)	自力もしくは、家族などの支援で生活が可能な方で、一般用トイレの使用が難しい方、静かな空間を必要とする方。
福祉救援所 (平成31年4月現在区内26ヶ所)	専門的なケア、介護を必要とする方で、第二次救援所など福祉救援所では避難生活が困難な方（けが、病気を除く）。 ※民間事業所が中心であり、職員などの参集状態により、必ず開設できるわけではありません。 ※また、施設ごとに対応できる障害特性があるので、可能な範囲で考慮します。

○ 医療依存度が高い要配慮者に対する支援（※平成31年2月現在）

区では、医療依存度が高い要配慮者に対する支援として、以下の物品を保健センター（荻窪、高円寺、高井戸）に保管し、発災時に貸し出すこととしています。

要配慮者の状態に応じて、各保健センターを案内します。

品目	単位	荻窪	高井戸	高円寺	上井草	和泉	合計
発電機	台	4	4	2	—	—	10
カセットボンベ（3本組）	組	20	20	10	—	—	50
正弦波インバーター	台	6	6	3	—	—	15
酸素ボンベ（6本セット）	組	4	2	1	—	—	7
同調器	台	4	4	2	—	—	10
吸入器	台	4	4	2	—	—	10

7 在宅避難を行う場合

(1) 要配慮者（及び一般区民）の役割

- ① 震災救援所で避難者登録カードを記入し、在宅避難者の登録をする。
- ② 在宅生活において支援が必要な場合は、普段から支援を受けている人や震災救援所運営連絡会等に支援を求めておく。

- ① 食料などの配給を受けるため、在宅避難者登録をします。原則として支援物資は、自身で震災救援所まで取りに行きます。
- ② 物資の配給を取りに行くことが難しいなど、在宅避難生活を送るうえで支援が必要な場合は、普段から支援を受けている人や震災救援所運営連絡会等に協力を求めます。

(2) 震災救援所の役割

- ① 避難者登録カードより、在宅避難者の状況を把握する。
- ② 支援の必要な在宅避難者等について、定期的に安否確認を実施する。

- ① 震災救援所への避難者と在宅避難者を区別し、避難者登録カードを管理します。また、在宅避難者については状態別に分け、支援が必要と思われる人を把握します。
- ② 支援が必要と思われる人がいれば、定期的に安否確認を実施する体制を構築します。在宅避難が難しいと思われる場合は、震災救援所への避難を勧めます。要配慮者に家族、ヘルパーなどの支援者がいる場合は、支援者に支援を依頼します。

(3) 区の役割

- ① 災害情報システムを活用し、在宅避難者を把握する。
- ② 在宅避難が難しい要配慮者がいた場合は、震災救援所などへの避難を勧奨する。

- ① 災害情報システムを活用し、在宅避難者数を把握します。
把握した情報は、震災救援所運営連絡会と共有し、物資の要求、安否確認などに活用します。
- ② 在宅避難が難しい避難者がいた場合は、ケガ、病気、孤独死などを防ぐため、震災救援所への避難を勧奨します。また、要配慮者の状態によっては、第二次救援所や福祉救援所への搬送を震災救援所運営連絡会と協力して、実施します。

杉並区福祉救援所一覧

平成31年4月1日現在

	法人名	施設名	形態	所在地	協定締結・ 指定年月日	
入 所 施 設 等	1 社会福祉法人 浴風会	南陽園	特養ホーム	高井戸西1-12-1	平成18年3月30日	
		第二南陽園	特養ホーム			
		第三南陽園	特養ホーム			
		浴風園	養護老人ホーム			
		松風園	軽費老人ホーム (A型)			
		ケアハウス	軽費老人ホーム (ケアハウス)			
		本館、多目的ホール	—			
		認知症介護研究・研修東京センター	—			
	2	社会福祉法人 サンフレンズ	上井草園	特養ホーム	上井草3-33-10	平成20年3月28日
	3		サンフレンズ善福寺	特養ホーム	善福寺3-27-11	平成20年3月28日
	4	社会福祉法人 東京都 知的障害者育成会	杉並育成園すだちの里すぎなみ	障害者 支援施設	今川2-14-12	平成20年3月28日
	5	社会福祉法人 杉樹会	さんじゅ阿佐谷	特養ホーム	阿佐谷北1-2-1	平成21年3月19日
	6		さんじゅ久我山	特養ホーム	久我山3-47-16	平成21年3月19日
	7	医療法人財団 河北総合病院	介護老人保健施設シーダ・ウォーク	介護老人 保健施設	桃井3-4-9	平成22年1月21日
	8	社会福祉法人 鶴足津福祉会	マイルドハート高円寺“ほのぼの”	特養ホーム	高円寺北1-28-1	平成22年2月1日
			マイルドハート高円寺“なでしこ”	障害者支援施設		
	9	医療法人社団 松永会	ウェルファー	介護老人 保健施設	堀ノ内1-6-6	平成23年2月1日
	10	社会福祉法人 救世軍社会事業団	ブース記念老人保健施設グレイス	介護老人 保健施設	和田1-40-15	平成23年2月1日
11	社会福祉法人 仁愛会	和泉サナホーム	特養ホーム	和泉4-16-10	平成27年3月19日	
12	有限会社 グループポエンデ	上井草グループポエンデ	認知症高齢者 グループホーム	上井草4-3-22	平成28年3月18日	
13	社会福祉法人 奉優会	沓掛ホーム	特養ホーム	本天沼3-34-28	平成29年2月15日	
14	株式会社 ベネッセスタイルケア	ベネッセケアハウス今川	ケアハウス	今川2-5-18	平成29年2月15日	
15	社会福祉法人 櫻灯会	おぎくば紫苑	特養ホーム	荻窪3-7-30	平成30年3月1日	
16	社会福祉法人 正吉福祉会	すぎなみ正吉苑	特養ホーム等	清水2-15-24	平成30年3月1日	
17	社会福祉法人 健誠会	永福南社会福祉ガーデン	特養ホーム等	永福1-7-6	平成30年10月15日	
18	社会福祉法人 桐仁会	かえて園	特養ホーム	宮前5-5-1	平成30年12月19日	

通 所 施 設	1	(区立)	すぎのき生活園	障害者通所施設	井草3-18-14	平成25年3月25日
	2	(区立)	こすもす生活園	障害者通所施設	堀ノ内1-27-9	平成25年3月25日
	3	(区立)	なのはな生活園	障害者通所施設	宮前2-22-4	平成25年3月25日
	4	(区立)	こども発達センター	児童発達 支援センター	高井戸東1-18-5	平成25年3月25日
	5	(区立)	済美養護学校	特別支援学校	堀ノ内1-19-25	平成26年4月1日
	6	株式会社 大起 エンゼルヘルプ	方南二丁目複合施設	小規模多機能型 居宅介護施設等	方南2-6-28	平成27年3月19日
	7	社会福祉法人 済美会	ひまわり作業所	障害者通所施設	松庵2-22-2	平成28年3月18日
	8	社会福祉法人 いたるセンター	あけぼの作業所	障害者通所施設	上井草4-3-11	平成29年2月15日

杉並区緊急医療救護所一覧

令和元年7月1日現在

医療機関名	所在地
★荻窪病院	今川3-1-24
★俊成病院	和田2-25-1
◇城西病院	上荻2-42-11
◇浜田山病院	浜田山4-1-8
◇清川病院	阿佐谷南2-31-12
◇山中病院（令和元年9月移転予定）	西荻南2-25-17
◇山中病院（移転後）	南荻窪1-5-15
◇浴風会病院	高井戸西1-12-1
◇河北総合病院	阿佐谷北1-7-3
◇東京衛生病院	天沼3-17-3
救世軍ブース記念病院	和田1-40-5
◇ニューハート・ワタナベ国際病院	浜田山3-19-11

★災害拠点病院：都の指定する、災害時に主に重症者の治療・収容を行う病院

◇災害拠点連携病院：都の指定する、災害時に主に中等症者や容態の安定した重症者の治療等を行う病院

用語解説

用語	解説
災害時要配慮者	災害対策基本法上の用語であり、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等、発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活の各段階において特に配慮を要する者のこと。この指針では、たすけあいネットワーク登録者のことを指す。
地域のたすけあいネットワーク（地域の手）	要介護状態にある方や自力避難が困難な方などに対し、災害時の避難生活において必要な情報をあらかじめ区に登録し、災害発生時に地域の方々による安否確認や避難支援に役立てるための区独自の制度。
震災救援所	災害によって住居が倒壊した被災者等に対し、救援・救護を実施するための施設で、救援物資の配給や情報が集まる拠点。区内の小・中学校等65カ所を指定。
震災救援所運営連絡会	震災救援所の円滑な運営体制づくりを目的として、救援所周辺の町会・防災及び学校・区職員等により組織された自主運営組織。
第二次救援所	要配慮者のうち、高齢・障害等の理由により震災救援所での生活が極めて困難な方々に対し区が開設する救援所。ただし、専門的支援・介護は行わない。区内7カ所の地域区民センターを指定。
福祉救援所	要配慮者のうち特別な介護を必要とし第二次救援所では生活が困難な方について、臨時的・応急的に受け入れ支援を行う施設。区立障害者通所施設及び協定を締結した民間施設。（平成31年4月現在26ヶ所指定）
緊急医療救護所	発災直後から発災後72時間まで災害拠点病院・災害拠点連携病院等の敷地内に開設され、トリアージおよび軽症者の治療を行う。
救急情報キット	自宅の冷蔵庫に保管し、災害時に迅速な支援を行うため、要配慮者に必要な支援内容や救急医療の情報（個別避難支援プラン）を入れるための容器。
個別避難支援プラン	民生児童委員等が、登録者台帳に基づき、地域のたすけあいネットワーク登録者を訪問し、台帳だけでは把握できない登録者の暮らしぶりや身体状況、避難の際の援助方法等について聞き取りを行い作成する登録者に係る計画。
安否確認チェックシート	災害発生時、各震災救援所において要配慮者の安否確認を行う際に使用する健康状態・避難の要否・要望等の聞き取りのための書式。
安否確認連絡シール	災害発生時、安否確認チェックシートに基づき確認を行った要配慮者に対し、了解を得て安否確認が終了した旨の表示を行うシールで、本人が自主的に避難する場合の連絡等にも使用できる。
救援隊本隊	災害対策本部のうち救援部に属し、区内を7地域に分け、それぞれの救援隊本隊に属する各震災救援所・第二次救援所・区立施設の福祉救援所を統括する組織で、民間の福祉救援所との連絡・調整も併せて行う。
登録者台帳	地域のたすけあいネットワーク登録申込のあった要配慮者の状況や必要な支援内容等が記載された台帳。平常時には民生児童委員や震災救援所が所有し、支援計画の作成等に活用する。
避難行動要支援者名簿	平成26年4月施行の災害対策基本法により各自治体に作成が義務付けられた名簿。災害時要配慮者の中でも特に避難行動や避難生活支援を必要とする方（避難行動要支援者）を区保有の要介護情報等より抽出し、作成した名簿であり、情報提供の同意を得て作成している名簿ではないため、災害時を除き原則非公開。 杉並区での抽出対象者は①介護保険認定者（要介護1～5）②身体障害者手帳（1～3級）③愛の手帳（1～3度）④精神障害者保健福祉手帳（1～3級）⑤難病患者⑥その他希望者（地域の手加入者）。
要配慮者支援システム	災害発生時、区の職員が校務パソコンを使用し、要配慮者の安否確認情報を入力するためのシステム。入力された要配慮者の安否確認情報については、全救援所及び災害対策本部でその内容を確認できる。

災害時要配慮者の支援のための行動指針

登録印刷物番号
31-0048

令和元年7月発行

編集・発行 杉並区保健福祉部管理課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
TEL (03) 3312-2111 (代)

☆杉並区のホームページでご覧になれます。<http://www.city.suginami.tokyo.jp>